

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、建築基礎・地盤技術高度化推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

2 本協議会の英文名は、「Alliance for advanced design and construction of building foundations（略称：All-Foundations）」と表示する。

### (事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協議会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本協議会は、建築基準法等において性能規定化された技術基準及びその評価に係る諸規定を満足する建築物の安全性及び施工品質の一層の改善を目途として基礎杭、改良地盤あるいは造成地盤（以下、基礎杭等）の設計・施工に掛かる技術の継続的な高度化を実現するために、基礎杭等の新しい設計・施工技術、適正な施工管理技術などの研究開発・促進、体系化に寄与するとともに、これらの技術的成果の普及（研修、技術情報支援等）を通して基礎杭等技術の基礎的な共通基盤の整備と基礎杭等に係る技術を支える人材の育成を行い、もって、基礎杭等の合理的な設計、安定した施工と信頼性の確保、健全な技術開発とその活性化及び建築活動の適正化に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 基礎杭等に関連した技術開発、支援、促進

国等が行う技術開発・基準整備に伴う開発支援や共同開発などの実施

(2) 高度化すべき技術の体系化と必要な指針類の作成

新たに開発した技術の普及促進を図るために、それら技術を具体的な指針類として編纂するとともに講習等を実施する。

(3) 施工品質管理技術の開発支援、管理指針の提示

新しい基礎施工管理装置・管理手法などを、業界全体として開発するとともに、推奨すべき装置や手法を管理指針として作成し、その普及と啓発に努める。

(4) 人材育成支援

技術開発支援を通じた高度な技術者教育を実施するとともに、可能であれば学位等の資格取得への契機とする。また、施工管理技師などに対して、実務研修を含む施工監理、品質確認・検査等のための教育を実施する。

(5) 情報交換

(6) 専門的・高度学術研究の振興

(7) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(知的財産権等)

第5条 前条各号の事業によって生ずる可能性がある知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 本協議会の会員は次の3種とする。

1. 正会員 建築・住宅の施工者、分譲事業者、杭・地盤の専門事業者及び関連事業者で本協議会の趣旨に賛同する法人
2. 特別研究支援会員 本協議会の趣旨に賛同し、研究に参加するとともに本協議会の活動を支援する法人
3. 学識会員 学識経験を有し本協議会の事業に参画・協力する個人

(入会)

第7条 本協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 前項の入会の可否の決定のうち、正会員の入会の可否の決定については、理事会の決議により運営委員会に委任することができるものとする。

(会費及び負担金)

第8条 会員は、会費規程に基づき会費を納めなければならない。

2 会費は、会の運営及び研究に充てるものとする。

3 個別の研究開発については、参加者に対して別途負担金を求めることができるものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の場合において、未納の会費があるときは、会員はこれを完納しなければならない。

(除名)

第 10 条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員数の 3 分の 2 以上の議決にもとづいて除名することができる。

この場合においては、その正会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協議会の規約、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 6 ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の搬出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 13 条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 25 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、副会長（5 名以内）を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 役員は、総会において、正会員が登録する代表者の中から選任する。

- 2 前項の規定に関わらず、正会員以外から理事10名を選任することができるものとする。
- 3 会長、副会長は理事会において理事の中から選定する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)財産及び会計を監査すること。
  - (2)理事の業務執行を監査すること。
  - (3)総会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
  - (4)財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (5)前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、招集すること。

#### (任期)

- 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に辞任した役員の補欠として、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。
  - 3 役員は、第13条で定める定数に欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第 19 条 本協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、本協議会の運営に関する必要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問の任期は、役員に準ずる。

5 顧問には、前条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 20 条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員を選任又は解任

(3) 役員報酬の総額

(4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 会費の納入方法

(6) 規約の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他協議会の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 24 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 26 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 28 条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 会員の除名

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 29 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の議事については、議事録を作成し、会長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

## 第5章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、その権能の一部を運営委員会に委譲することができる。

（種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第3項第5号の規定により監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(定足数等)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会は代理出席ができるものとする。

(議決の省略)

第 36 条 前 3 条の規定にかかわらず、理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 40 条 本協議会は、理事会の下に運営委員会、運営委員会の下に技術委員会を置くものとする。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 41 条 運営委員会の委員は、理事会が会員から選任し、会長が委嘱する。

2 運営委員会の委員は前条で選定された委員及び各委員会の委員長で構成する。

3 前項の規定に関わらず、会員以外から委員を選任することができる。

4 運営委員会の委員は 20 名以内とする。

5 同一の企業、団体に所属する委員の変更については、運営委員会の承認を得て会長が委



嘱する。

- 6 運営委員会は、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催する。
- 7 運営委員会は、本協議会の運営全般に関する検討を行うとともに、次の事項を審議する。
  - 一 理事会及び総会へ付議する事項
  - 二 会の運営全般に関わり、他委員会に属さない事項
- 8 運営委員会には委員長及び必要に応じて副委員長を置くこととし、運営委員会において選任する。
- 9 運営委員会は、代理出席ができるものとする。
- 10 運営委員会は、事業の執行にあたり必要とする場合は、委員会を設けることができる。
- 11 その他、運営委員会の運営に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(技術委員会)

第42条 技術委員会は、技術的な事業に関する会員等の相互における連絡調整及び情報交換、技術開発支援等業務の改善に向けた調査研究等を行う。

- 2 その他、技術委員会の運営に関する必要な事項は別に定めるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成と管理)

第43条 本協議会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 負担金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

- 2 本協議会の資産は、会長がこれを管理する。

(剰余金分配の制限)

第44条 本協議会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第45条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協議会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同

様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金)

第48条 本協議会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第8章 事務局

(設置等)

第49条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第50条 この規約は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 51 条 本協議会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 52 条 本協議会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、本協議会と類似の目的を有する他の公的団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 附則

(委任)

第 53 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1 この規約は、本会が設立された日から施行する。